

平成25年度

第2回 日本一の健康長寿県構想推進会議

(H25.9.4)

補足説明資料

1 福祉分野(1～24ページ)

- ・地域支援事業への移行(介護保険制度改革)
- ・地域における認知症の人と家族への支援
- ・福祉・介護人材の確保対策
- ・非行防止対策の推進 【別添】
- ・未婚化・晩婚化対策の推進、子ども・子育て支援施策の充実
- ・障害者の就労促進と施設利用者の工賃アップ
- ・こうち支え合いチャレンジプロジェクトの推進

2 南海地震対策(25～32ページ)

- ・福祉避難所の整備促進、災害時要援護者の支援体制の整備



法制上の措置の概要

- 所得の多い人の負担を増やし、症状の軽い人への保険給付の範囲を適正化(抑制)
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し
 - ・在宅医療と介護の連携強化
 - ・認知症高齢者を地域で支える仕組みづくり
 - ・低所得者高齢者の住まいの確保
- 制度改正は第6期介護保険事業計画及び介護報酬改訂と同時実施(2015～)

1 給付のあり方の見直し

- 要支援者(1・2)へのサービスを保険給付から除外(150万人:4,500億円)
 - ・市町村による地域支援事業へ段階的に移行
- 特別養護老人ホームの入所者を中重度者(要介護3以上)に限定
 - ・要介護1・2の高齢者の新規入所を制限
- 低所得者の居住費・食費などの施設利用費補助(補足給付)の適用厳格化
 - ・所有資産への基準額の設定等

2 利用者負担の見直し

- 高所得者の利用者負担の引き上げ(1→2割)
 - ・夫婦(年収359～369万円超)、単身世帯(280～290万円超)などで検討
- 高所得者の自己負担上限額の引き上げ(37,200→44,400円)
 - ・夫婦(年収520万円超)、単身世帯(383万円超)などで検討

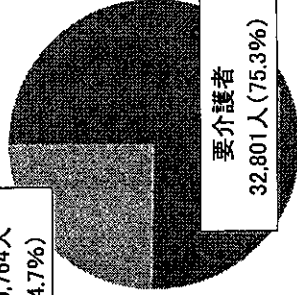
3 保険料の見直し

- 1号被保険者のうち低所得者にかかる保険料の軽減措置の拡充
 - ・住民税非課税世帯の保険料の軽減措置(1,300億円)
 - 基準額の▲25～▲50% → ▲30～▲70%
- 2号被保険者の介護納付金(保険料)に総報酬割を導入
 - ・健保(+845億円)、共済(+793億円)、協会けんぽ(▲1,653億円:国費▲1,200億円)

<参考>

(1) 要介護(要支援)認定者数等の状況(高知県)

要支援者
10,764人
(24.7%)



予防給付費
2,758百万円
(4.6%)

介護給付費
56,645百万円
(95.4%)

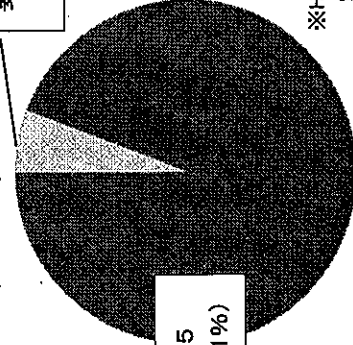
<認定者数(H24.3月末):43,565人>

<H23年度保険給付費:59,403百万円>

出典:平成23年度介護保険事業状況報告年報

(2) 特別養護老人ホームの入所者のうち要介護1、2の方の人数(高知県)

要介護1、2
214人(5.9%)



要介護3～5
3,410人(94.1%)

※H24.3月分の介護報酬
明細書の件数

<入所者数:3,624人>

出典:介護保険事業状況報告

要支援者に対する介護予防給付の見直しについて

○要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら、新たな地域包括推進事業(仮称)に段階的に移行していくべき(H25.8.6 社会保障制度改革国民会議 報告書)

高齢者福祉課



高知市

現行



見直し後(想定)



地域支援事業費(介護給付費の3%以内)	介護給付費	介護給付費	介護給付費
<p>介護予防事業(介護給付費の2%以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜一次予防事業＞ <ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防普及啓発事業 ◆介護予防に関する教室等の開催 ◆パンフレットの作成・配布等 ◆地域介護予防活動支援事業 ◆介護予防に関するボランティア等の育成 ◆地区活動組織の育成 (住民主体のいきいき百歳体障の実施への支援等) ＜二次予防事業＞ <ul style="list-style-type: none"> ◆通所型介護予防事業 ◆運動機能向上 ◆栄養改善 ◆口腔機能向上 ◆閉じこもり・認知症・うつ予防等 ◆訪問型介護予防事業 (通所型に同じ) 	<p>介護予防給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防通所介護等 ◆地域密着型介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム <p>【サービス受給者数】 高知県:6,782人 (うち地域密着62人)</p> <p>*介護保険事業報告(月報)暫定値 H25.3月サービス分</p>	<p>介護給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問看護 ・通所介護 ◆施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ◆地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 	<p>介護給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問看護 ・通所介護 ◆施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ◆地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム

地域包括推進事業費(仮称)	介護給付費
<p>新しい総合事業(新しい介護予防事業・要支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業内容については、市町村の裁量 <ul style="list-style-type: none"> ◆人員基準・運営基準なし *地域支援事業は地域包括ケアの一翼を担うにふさわしい質を備えた効果的な事業として再構築 <p>事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防の普及啓発 ◆介護予防に関する教室等の開催 ◆パンフレットの作成・配布等 ◆地域介護予防活動支援事業 ◆介護予防に関するボランティア等の育成 ◆地区活動組織の育成 ◆予防サービス事業 ○通所型予防サービス ◆介護予防を目的として介護等(入浴、排泄、食事等の支援等)及び機能訓練 ○訪問型予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援 ・地域密着型予防サービス事業 ・認知症高齢者グループホーム ◆生活支援サービス事業 ◆配食、定期的な安否確認及び緊急時の対応など 	<p>介護給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問看護 ・通所介護 ◆施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ◆地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム

課題

○介護予防給付から新事業への移行に伴い、各市町村において、平成27年度までに、要支援者の受け皿を整備する必要がある

今後の方向性

【受け皿整備に向けた検討事項】

- ・必要なサービスの種類と内容
- ・サービス提供主体の具体化
- ・サービスの価格、事業費
- ・住民参加の方法

○市町村の受け皿整備にむけた具体的取組の推進

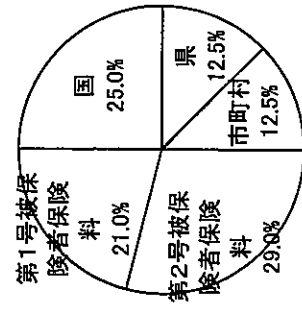
- ・モデル事業の実施
- 第6期介護保険事業計画策定における検討への支援
- ・先進取組自治体の情報提供
- ・日常生活圏域二一調査分析等への支援

POINT

- ①地域密着型介護予防サービス等の利用者の受け皿
- ②訪問型・通所型予防サービスの提供体制
- ③生活支援サービス事業のしくみ

民間のサービスの少ない中山間地域等での
地域の実情に応じた検討が必要

現在の負担割合



※県指定の施設サービス費については、国20%、県17.5%

地域における認知症の人と家族への支援

課題 1

○全国の65歳以上高齢者うち認知症の人は15%との調査結果も出された中、認知症対策はすべての市町村において今後重点的に取り組むべき課題であり、県としても積極的な支援に取り組むことが必要である。

【現状】

- 認知症施策の企画調整等を行い、認知症の人とその家族への支援体制を構築する「認知症地域支援推進員」を設置している市町村
⇒2市町のみ（四万十市、中土佐町）

【今後の方向性】

- 平成26年度より、地域支援事業のメニューとして、「認知症地域支援推進員設置促進事業」が追加されることから、事業を活用した、市町村による支援体制の構築に向けて支援していく。
- 介護保険制度の見直しの中で、要支援者の予防給付を地域支援事業に移行することが検討されている。認知症グループホーム、認知症対応型通所介護など認知症の方へのサービス確保に向けて、市町村の取組を支援していく。

課題 2

○認知症対応力の向上に向けて認知症の人や家族への支援を担う医療・介護サービスの人材確保・育成の取組を強化する必要がある。

【現状】

- 職能団体と協働で、認知症対応力向上研修を実施
 - ・高知県医師会
 - ・高知県歯科医師会
 - ・高知県看護協会

【今後の方向性】

- 上記の団体に加えて様々な職能団体等と協働で、認知症支援に関する知識・技術の向上を図る研修等を実施する
 - ・高知県薬剤師会
 - ・高知社会福祉士会
 - ・高知県医療ソーシャルワーカー協会 等

今後の取組

①市町村の取組への支援

市町村の平成26年度予算編成、第6期介護保険事業計画の策定に向けて、国の動向などを踏まえた説明会及び意見交換を行い、具体的な取組につなげる



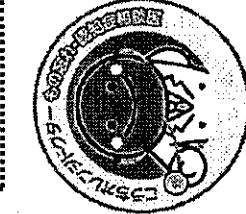
高齢者福祉課

課題 3

○早期発見と早期のケアが重要であり、県としても認知症の初期の段階から適切な支援が可能となるシステムを地域地域において構築する必要がある。

【現状】

- 「もの忘れ・認知症相談医（こうちオレンジドクター）」登録制度を創設
 - 目的
高齢者等が日頃から受診する主治医（かかりつけ医）に、認知症について気軽に相談でき、より早い段階から適切な医療と介護のサービスを提供できる体制を整備する
 - 登録者
公表に同意したサポート医養成研修及びかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了した医師
 - 役割
県民からのもの忘れ・認知症に関する相談への対応、その他必要な支援
 - 公表
ホームページなどで公表
オレンジドクターは院内に「オレンジドクター」のステッカーを掲示



【H25.9.2現在の状況】

- 研修修了実人数：331名
- 名簿登録同意者：182名（こうちオレンジドクター）

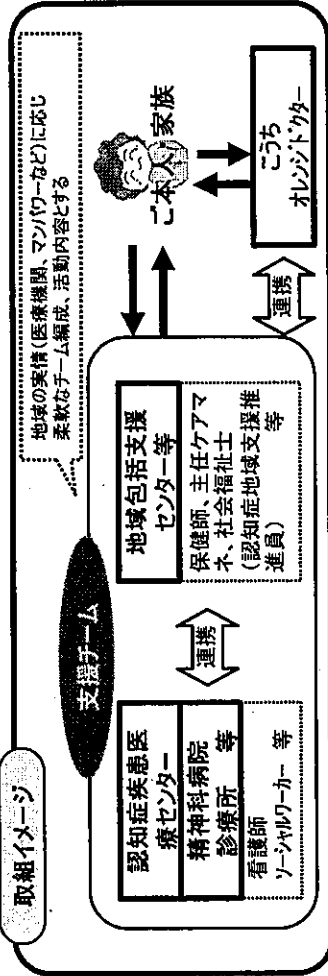
こうちオレンジドクター

	サポート医	かかりつけ医修了者
安芸	2	13
中央東	7	28
高知市	5	92
中央西	2	19
高幡	1	8
幡多	3	19
合計	20	179

←重複あり

【今後の方向性】

- 認知症の初期の段階で認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い、適切な支援を行うしくみを市町村と検討する。



②職能団体との協働による人材育成

認知症の人や家族の支援を担う人材育成のための研修実施に向けた職能団体との協議

福祉・介護人材の確保対策

地域福祉政策課・高齢者福祉課



現状及び課題

- ・離職率が高い
- ・介護職員の約3割は、介護の経験が3年未満
- ・職種や雇用形態、地域によって求人難が続いている
- ・管理職ではない、現場の組織をリードしていく中堅職が少ない
- ・第5期介護保険事業支援計画 (H24~26) に基づく約700人の人材ニーズへの対応が必要
- ・研修で学んだことが職場に十分浸透していない
- ・小規模事業所からの研修参加が十分でない

現在の取組状況

人材確保

- ◆福祉人材センターによる福祉・介護人材マッチング
 - ・就職説明会開催、人材無料紹介、相談対応、事業所・学校訪問、職場体験、養成校体験入学、ハローワークでの相談対応、中山間地域等での就職面接会開催 など
- ◆中山間地域ホームヘルパー養成研修開催支援
- ◆介護福祉士等修学資金の貸付
- ◆介護の仕事のイメージアップのための普及啓発
 - ・パンフレット・進路指導手引書の作成
 - ・テレビ番組「とびだせ!!高知のヘルプマン!」制作
 - ・イベント「こうち介護の日2013」の開催
- ◆起業支援型地域雇用創造事業の活用

人材育成

- 【他部局における取組】
 - ◆高知家プロモーションとの連携による移住者確保
 - ◆UIターン説明会における情報提供
 - ◆「幸せ移住パッケージシステム」への福祉人材センターの求人情報の提供
 - ◆高知高等技術学校における職業訓練の実施
 - ◆県立高等専門学校における介護職員初任者研修の実施
- ◆福祉研修センターによる体系的研修の実施
- ◆外部研修等参加代替職員派遣
- ◆職能団体等による福祉・介護人材キャリアパス支援
- ◆県(商工労働部)による福祉従事者向け人材育成研修の実施

今後の方向性

本県の「人材確保」のための対策は、国の基金事業の活用等により、国の介護保険部会でも紹介されるなど相当充実

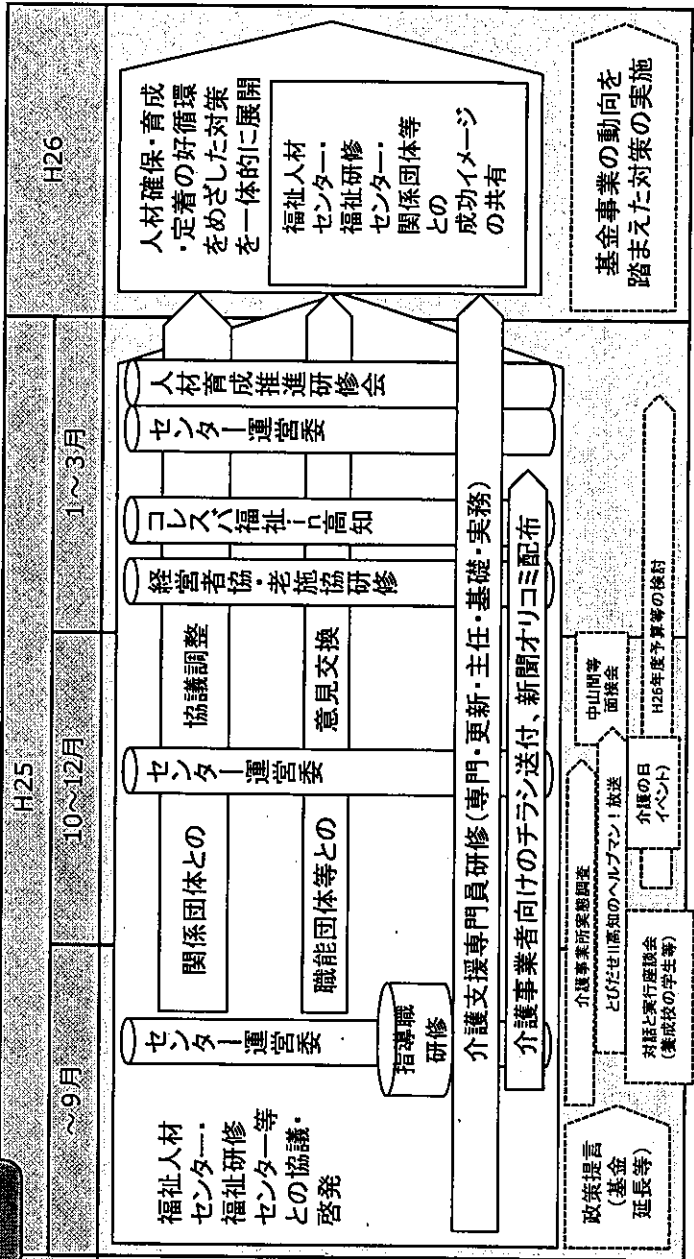
- 福祉・介護職場の人材確保・育成・定着の好循環をめざした対策(啓発)の重視
- 視点**
- ①離職の防止
 - ②中堅職のモチベーションアップ
 - ③小規模事業所への働きかけ強化
 - ④職能団体等が実施する自主的取組に対する支援の普及

- ◆センター研修等への参加強化
- ◆職場研修の実施支援の強化

- 職場自体の魅力向上
- 福祉・介護サービスの質的向上

今後の取組

- ◇高知家の介護「ケアの質向上」支援の検討
-視点①~④-
- ◇職能団体等が実施する研修への支援の普及
-視点①②④-
- ◇外部研修等参加代替職員派遣事業の周知徹底
-視点①②③-
- ◇その他



未婚化・晩婚化対策の推進

平成25年9月4日

事業の目的

- 独身者の多様なニーズに応じた出会いの機会の提供
- 出会い・結婚応援情報の充実

これまでの取り組みと成果

県内各地でのイベント数の増加、出会い事業の浸透など

【出会いの機会の提供】

- H19～ 市町村等が行う出会いイベントへの助成（各地域での小規模イベント）
- H21～ 県主催の出会いのきっかけ交流会の開催（大規模イベント）
- H21～ 出会い応援制度（会員団体限定のイベント）
- H22～ 婚活サポーター制度（1対1の引き合わせ）
- H22～ 出会い応援サイトの開設
- H24～ メールマガジン開始
- H25～ リーフレット作成（3万部）、フェイスブックページ開設

- （H19～H24年度） イベント数63、参加者1,811人、カップル成立144組、成婚報告8組
- （H21～H24年度） イベント数24、応募者数6,662人（定員の約3倍）、カップル成立245組、成婚報告5組
- （H21～H24年度） イベント数9回、参加者144人、カップル成立20組、成婚報告0組
- （～H25.3末） 相談1,947件、引き合わせ826件、交際202件、（H25.8末）成婚6組、成婚予定2組

＜H24年度 3件、H25年度 3件、成婚予定2件＞

アクセス数 H23年度 37,597件 → H24年度 53,635件

- 登録者 361人（H25.8末）



出会い機会の提供から
サポーターによる
きめ細やかな支援へ！

課題

① 個々の独身者の状況がばらばら

- 果の取り組みに対する成果（成婚）が見えにくい
 - ・ 成立したカップルのその後の状況が把握できない
- 参加申し込みのミスマッチ
 - ・ 県事業では男性参加者が女性に比べて少ない。
 - ・ 地域のイベントでは女性の参加者が少ない。
- 独身者のニーズに十分応えられているか
 - ・ 現在は当日アンケートによる手法のみ

② 多様な出会いの場の創出

- イベント数は増加したが、まだまだ不足
 - ・ 多様なニーズに応じた多種多様なイベントが必要
- 婚活に尻込みする独身者がまだまだ多い
 - ・ 気軽に参加できるイベントが必要
- 応援団制度でのイベント開催が少ない
 - ・ 会員限定のため参加者が少ない

③ 支援の現場に参画しない男女への支援

- 独身者のスキル不足（研修による育成が必要）
 - ・ コミュニケーション力（傾聴、自己PR）
 - ・ 日常マナー

④ 成果の現れ始めは婚活サポーター制度のさらなる強化

- サポーター間のスームズかつタイムリーな情報交換
- サポーター活動の強化
 - ・ 相談対応力の強化、相談活動への支援（助言等）
- サポーター活動における地域との連携
 - ・ 市町村や地域住民への活動内容の周知と協力の要請

事業の見直し 会員登録制度の導入、独身者のスキルアップ研修の拡大・充実

① 独身者の登録制度（Web申込）による、よりきめ細やかな支援の実施

- ※ 県事業に対して求められているもの（期待）
 - カップル成立数 → 成婚件数へ
 - 独身者の県事業等への参加の条件に会員登録を導入。
- （県主催イベント申込、サイト掲載イベント申込、婚活サポーター制度申込、独身者のスキルアップ研修参加 など）
- ◆ 登録制によって、県事業へ参加した独身者の動向（カップル成立後の成婚状況等）の把握が可能となる。（今は本人の申告等）
- ◆ 登録者のニーズに応じた情報の提供（事業案内等）やタイムリーなイベント情報の提供が可能となる。
- ◆ 登録者のニーズの把握が可能となり、登録者のニーズに応じたイベントや事業の企画が可能となる。

② 独身者のニーズに沿った多種多様なイベントの充実

- 様々な団体が（ホテル、レストラン、料理教室、スポーツクラブ、市町村、企業、団体など）
 - ・ 多種多様なイベント開催（異業種交流イベント、趣味イベント、シングルマザー限定イベント など）
- イベント開催の支援（出会いのきっかけ応援事業費補助金）
 - ・ 補助制度による開催支援、県サイトシステムでの参加申込受付、名簿等作成などによるイベントの充実
 - ・ 企画運営への助言や商工会等での実施を支援し、気軽に参加できるイベントの実施
 - 「出会いと結婚を応援する団体」の団体内での会員限定イベント → 参加条件を団体外の独身者に拡大



③ 独身者のスキルアップ研修の実施及び各団体での研修実施を支援

- 県主催の研修の実施
 - 県主催交流会とのセットでの実施
 - 団体等への出会い補助金のメニューに研修を追加
- 企業・団体による職員への研修（子育て支援推進事業費補助金利用）
 - 市町村教育委員会の生涯学習事業での実施

④ 婚活サポーター活動の充実強化

- 参考：相談者 358名（H25.3.31現在）
- 相談者情報のWeb閲覧（サポーターのみ）
 - サポーター間の交流及び相談者情報の交換の場の設置
- サポーター活動支援員の新設（サポーター間の調剤、サポーターへのアドバイスやフォロー）
- サポーターのスキルアップ（ケーススタディ等）
 - 独身者の相談の場の設置
- 市町村や地域との連携強化（県と市町村の担当窓口、サポーター間での連携した取り組みの実施）

地域子育て支援拠点等の交流の拡充について

少子対策課

現 状

・核家族化とともに、地域コミュニティの希薄化が進む中、1人で子育てを担わなければならない母親が増加

・その不安や負担感、孤立感などから、多くの子どもを持つことを理想とはしなからち、なかなか次に踏み出せないという声も聞かれる。

市町村の具体的な取組として

地域子育て支援センターの設置

・子育てに伴う負担感を軽減するために、身近な地域での子育て相談や、子育て中の親子が交流を深める拠点施設として、市町村は「地域子育て支援センター」を設置。

※このような地域子育て支援センターの運営経費等については、国の「安心子ども基金」の対談事業となっており、運営費等の2分の1に基金が充当される。

- ・21市町村で42施設設置 ・未設置は13町村
東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大豊町、大川村、梶原町、津野町、大月町、三原村

＜地域子育て支援拠点事業の補助の条件＞
週3回以上かつ1日5時間以上の開設
子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置
(非常勤でも可)



地域子育て支援センター未設置の町村では…

保健福祉センターなどでの
子育て相談事業の開催

国からの支援なし

・常設の施設を持たず、月数回の子育て相談事業（相談、遊び場・交流の場の提供）の開催などの子育て支援を実施している町村には、国からの財政支援はない。

課 題

・本県の中山間地域では、そもそも対象となる子どもの数が少なく、常勤職員を置く地域子育て支援センターの常設は難しいことから、市では全11市が設置済であるものの、町村での設置は、全体の半数以下という状況となっている。

・地域子育て支援センターのあるなしに関わらず、どの地域に住んでいても、子育てに伴う不安や悩みを抱える母親へのサポートを求めていくことが必要

・常設の拠点を設置できない町村において、定期的に子育て相談事業等（相談、遊び場・交流の場の提供）を実施する場合にも、国の補助対象となるよう、制度の拡充を求めていくことが必要

平成26年度の取組の方向性

● 地域子育て支援センターや定期的な子育て相談事業等、地域での交流の場への支援の拡充

◎ 支援センターに対する支援（県事業）
専門性（発達障害児や支援が必要な保護者への対応等）の向上のため、職員研修の拡充
→利用者の増につなげる

◎ 定期的な子育て相談事業への支援（県事業・補助）
常設型の拠点を設置できない町村において、常設型の拠点施設で実施している事業と同等な子育て相談事業等（相談、遊び場・交流の場の提供）を実施する場合にも、支援を行う

「支援センターのあるなしに関わらず、どの地域に住んでいても、子育てに伴う不安や悩みを抱える母親をサポートできる環境を推進」

● 子育てサークル等のネットワークづくり及び活動支援
交流会、情報交換会の開催

- ・H24実績 全体4回、地域別1回
- ・H25予定 全体4回、地域別1回

● 子育て支援アドバイザー派遣事業の実施

- ・H24実績38回
- ・H25予定39回

【内容】県が委嘱する子育て支援アドバイザー（助産師）による、講話、実技（ハビーマッサージ、スキンシップ等）、個別相談

● 子育て講座の実施

- ・H24実績31回
- ・H25予定35回

【内容】子育て支援団体による、リトミック、読み聞かせ、子どもの育ちとおもちゃの関わり



回数増による支援の拡大

障害者の就労促進と施設利用者の工賃アップに向けた今後の取組

【障害保健福祉課】

障害者の就労促進

「緊急雇用創出臨時特例基金」を活用した「起業支援型地域雇用創造事業」による新たな取組

- 1 障害者が働き続けられるための仕組み(企業側への支援)
 - ・ 企業側に立った「(仮)障害者雇用支援センター」の開設(10月オープン)
- 2 法定雇用率引上げ(1.8%→2.0%)及び対象企業の拡大(56人以上→50人以上)への対応

(⇒ 障害者の雇用経験の少ない小規模企業の増加)

 - ・ 障害者雇用支援機関と県酒造組合が連携して、土佐の地酒を一堂に紹介し、味わえる「高知家」を開設。店舗スタッフとして障害者を雇用する。この店舗を土佐酒の情報発信基地とすることにより、県内各地の酒造会社における障害者の職場実習の受け入れや雇用を促進する。
11月:高知市柳町にオープン(予定)

施設利用者の工賃アップ

- 1 障害者優先調達推進法の施行(H25. 4~)を契機とした取組

国の動き

- ・ H25.4.23 基本方針の閣議決定
国、地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、民間への取組みの輪を広げ、施設等からの物品等に対する国内需要を推進する
- ・ H25.8. 8 基本方針に基づき厚生労働省がH25年度調達方針を公表



県の取組

- (1) H24年度県の発注実績の調査結果

☆部局別の発注動向

部局	H23年度	H24年度	備考
議会事務局	218千円	211千円	
総務部	1,573千円	1,399千円	広報誌配布用封筒印刷、封入
危機管理部	40千円	37千円	
健康政策部	3,778千円	2,882千円	H23:データ入力 1720千円
地域福祉部	11,248千円	5,916千円	H23:点字ブロック調査 3,900千円
文化生活部	226千円	321千円	
産業振興推進部	928千円	962千円	
商工労働部	294千円	362千円	
観光振興部	823千円	23千円	
農業振興部	325千円	7,970千円	H24:土佐茶PR 7,651千円
林業振興・環境部	699千円	1,075千円	
水産振興部	189千円	182千円	
土木部	548千円	235千円	
会計管理局	千円	千円	
公営企業局	1,563千円	1,720千円	病院印刷物専用用紙
教育委員会	496千円	1,098千円	
警察	千円	2,441千円	
各種委員会	15千円	49千円	
計	22,963千円	26,882千円	

(2) 高知県の調達方針(案)の概要(H25年度)

(参考資料)

- | | |
|---------------|--|
| (1) 調達方針の適用範囲 | 高知県のすべての組織 |
| (2) 調達目標 | 全体額で前年度実績を上回る |
| (3) 調達推進方法 | ・施設等の提供能力に合わせた納入条件等の配慮
・施設の提供可能物品等の情報を全所属へ配信(随時) |
| (4) 調達実績の公表 | 会計年度終了後、速やかに部局別調達実績を公表 |
| (5) その他 | ・県主催行事等における配慮(イベント等の小間の公募等を行う際、施設等へ情報提供)
・業務委託先等における配慮(施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める)
・職員の私的購入等における配慮(職員個人、親睦会等が購入を心掛ける) |

* 市町村・・・県と同様に方針の策定、実績の取りまとめ(公表)を行う(法第9条)

県内の市町村の策定状況(H25. 8. 30現在)

・策定済:大豊町、土佐市

・策定中:中土佐町(9月中)、高知市、いの町(10月) 他の市町村は、年内中には策定見込み

(3) 調達方針の着実な実行のための具体的な取組み

施設の受注可能業務資料を各所属に配布(H25.9)

(障害者就労支援チームに各所属からの調達に関する相談窓口を設置)

各保健福祉圏域ごとに、県機関に対する調達方針説明会・施設とのマッチング会を開催(H25.9~10)

H25.4~12の発注実績を調査・分析(H26.1)

H26年度調達方針作成・公表(H26.3)

H25年度の実績を公表(H26.7頃)

2 企業・県民への啓発と事業所への支援

(1) 工賃向上アドバイザー活用事例成果発表・即売会(H25.9.19)

おはようこうち、ラジオでも広報

(2) 共同受注によるイベント等への物品供給体制づくり

ねりんピック参加者記念品の共同受注

(鳴子、小袋、木製ストラップ 10,000セット、11事業所が受注 約800万円)

(3) 「起業支援型地域雇用創造事業」による新たな取組

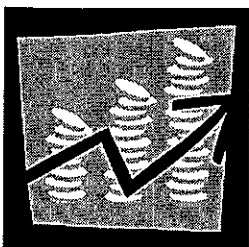
- ・障害特性に応じた仕事を支援できる指導員の人材育成
(指導員教育プログラムの構築と実践により、収益性の向上(工賃アップ)を図る)
- ・高知市帯屋町周辺へのアンテナショップ開設(10月頃オープン)



優先調達推進法の施行を契機に障害者施設の物品等の
需要を企業・県民へと拡大



施設利用者の工賃アップ



25年度の目標平均工賃 19,000円/月



(24年度の実績

17,730円/月)

(案)

平成 25 年度高知県障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

1 適用範囲

この方針は、高知県の全組織における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第 2 条第 4 項に定義する施設等（「別紙 1」のとおり）とする。

3 調達する物品等及びその目標

県が施設等から調達する物品等は「別紙 2」のとおりとし、平成 24 年度の調達実績を上回ることを目標とする。

なお、「別紙 2」に記載がない物品等であっても、県が調達可能な物品等であれば、対象とする。

4 調達の実施

施設等からの調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び高知県会計規則（平成 4 年高知県規則第 2 号）の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結するものとする。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく限度額を超える場合は、同項第 3 号に規定する随意契約の特例の制度を活用する。

5 調達の推進方法

- (1) 障害保健福祉課は、施設等から提供可能な物品等の情報について、各所属へ情報提供を行うとともに、各所属からの問合せ窓口を設置する。
- (2) 各所属は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。

(3) 施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

6 共同窓口の活用

発注情報の提供や施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等に当たっては、施設等の共同受注窓口として設置している高知県社会就労センター協議会を活用する。

7 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、部局別に公表する。

8 担当窓口

本方針の担当窓口は、地域福祉部障害保健福祉課とする。

9 その他

(1) 県主催行事等における配慮

県の機関が開催する各種行事、イベント等において、販売・飲食コーナーの設置について公募を行う場合、障害保健福祉課を通じて、施設等へ情報提供を行う。

(2) 業務委託先等における配慮

県と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先（外郭団体）等に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求める。

(3) 職員の私的購入等における配慮

職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、施設等からの購入を心掛ける。

別紙 1

対象となる施設等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設等
 - (1) 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - (2) 就労移行支援事業所
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - (5) 地域活動支援センター
- 2 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- 3 法の政令に基づく事業所
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - (2) 重度障害者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- 4 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

別紙2

調達する物品・役務

種別	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など

調達方針の他県の策定状況及び内容の比較

1 策定状況 (H25. 8. 29現在)

【策定済】 栃木県、東京都、埼玉県、静岡県、埼玉県、三重県、富山県、福井県、岡山県、島根県、大分県、長崎県、長崎県 (11都県)

2 他県の調達方針との比較 (目標設定が他の県と異なる(東京都、三重県)、工賃向上計画に位置付けているところ(岡山県)、8月29日に策定したばかりでまだ未公表のところ(静岡県)を除く)

	本県	埼玉県	栃木県	富山県	福井県	島根県	大分県	長崎県
適用範囲	全ての組織	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ
対象施設	法に基づく障害者就労施設等	本県と同じ (ただし、富山県のみ、県内に所在する施設等に限定)	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ
対象品目	分野を限定しない	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ	本県と同じ
調達目標	目標	H24: 約9,000千円 ⇒ H25: 18,000千円 (2倍)	H24: 7,462千円 ⇒ H25: 12,500千円 (+67.5%)	H22~H24の実績平均 (4,179千円) ⇒ H25: 4,700千円	H24: 10,588千円 ⇒ H25: 13,000千円 (+22.7%)	H24: 20,768千円 ⇒ H25: 23,000千円 (+10.7%)	H24: 17,994千円 ⇒ H25: 19,793千円 (+10%)	H24: 11,678千円 ⇒ H25: 17,000千円 (+45.5%)
	考え方等	全体額で前年を上回る	物品、役務の区分ごとに設定	物品、役務の区分ごと に設定 目標数値は、物品、役 務ごとのH22~H24の 実績平均に +10%	全体額で設定	印刷・情報処理、役務、 物品・消耗品、給食・井 当の4つの区分ごとに 設定	物品、役務の区分ごと に設定	全体額で設定
調達推進方法	・施設の提供能力に合 わせた納入案件等の配 慮 ・提供可能物品の情報 配信	本県と大きな相違点なし	本県と大きな相違点なし	本県と大きな相違点なし	本県と大きな相違点なし	本県と大きな相違点なし	本県と大きな相違点なし	本県と大きな相違点なし
実績の公表	集計し、都局別に公表	集計し公表 ※都局別公表を記載しているところはない ※富山県は、年度途中の調達状況の把握など、進行管理に努めることも記載	集計し公表 ※都局別公表を記載しているところはない ※富山県は、年度途中の調達状況の把握など、進行管理に努めることも記載	集計し公表 ※都局別公表を記載しているところはない ※富山県は、年度途中の調達状況の把握など、進行管理に努めることも記載	集計し公表 ※都局別公表を記載しているところはない ※富山県は、年度途中の調達状況の把握など、進行管理に努めることも記載	集計し公表 ※都局別公表を記載しているところはない ※富山県は、年度途中の調達状況の把握など、進行管理に努めることも記載	集計し公表 ※都局別公表を記載しているところはない ※富山県は、年度途中の調達状況の把握など、進行管理に努めることも記載	集計し公表 ※都局別公表を記載しているところはない ※富山県は、年度途中の調達状況の把握など、進行管理に努めることも記載
その他	・イベント等の情報提供 ・業務委託先等に対し て物品調達の理解と協 力を求める ・職員個人の心掛け	・庁舎内での販売 ・イベント等の販売ス ペースの確保	・指定管理者、県の出 資法人に対して理解と 協力を求める ・市町村と連携し、全県 的に推進	・指定管理者、県の出 資法人に対して理解と 協力を求める ・市町村と連携し、全県 的に推進	・指定管理者、県の出 資法人に対して理解と 協力を求める ・市町村と連携し、全県 的に推進	・イベント等の情報提供 ・県の業務委託先等に 対して物品調達の理解 と協力を求める ・職員個人の心掛け	・イベント等の情報提供 ・県の業務委託先等に 対して物品調達の理解 と協力を求める ・職員個人の心掛け	・イベント等の情報提供 ・県の業務委託先等に 対して物品調達の理解 と協力を求める ・職員個人の心掛け

こうち支え合いチャレンジプロジェクト 見守りネットワークの構築

1 各市町村ごとに「見守りネットワーク」を可視化（見える化）し、目標を明確化

- ① 県、県社協、市町村、市町村社協の4者で作成し、目標を共有
- ② 関係者同士（行政、社協、民生委員、児童委員、協力団体、見守り活動者）が目指す姿を確認
- ③ お互いの役割（SW1H）を明確にし、官民一体となって「見守りネットワーク」の構築を着実に推進

2 課題を早期に発見し、早期に対応するしくみづくり

- ① 課題を発見するしくみづくり
 - ・ 民生委員児童委員、社会福祉協議会、民間事業者、隣近所など、個々の見守り活動をネットワークとしてつなげる
 - ・ 要援護者を地域全体で見守ることで、課題やニーズを早期に発見
 - ・ 災害時要援護者対策と、日頃の見守りを一体的に取り組み、いざという時も安全・安心な地域づくりを目指す
- ② 課題へ対応するしくみづくり
 - ・ 発見された課題が解決につながる事が重要であるため、専門機関の連携を図り、地域とともに課題の解決に取り組む

3 各市町村の特徴を生かし、実情に沿ったネットワークの構築を支援

それぞれの地域の実情に沿ったネットワークづくりを支援 ⇒ 特徴を大きく4つの類型に分類

見守りネットワークづくり

- 民生委員や自治会を中心に、地域ごとに見守りネットワークを構築
- 今までの取組を更に強化し、課題を早期に発見する仕組みづくり
- 発見された課題が、行政や社協など専門職的的確につながり、専門職と地域、行政が協働で課題解決を目指す

【市町村】 安芸市・東洋町・田野町・奈半利町・安田町・芸西村・香南市・香美市・本山町・仁淀川町・日高村・津野町・四万十市・宿毛市

見守りネットワークづくり + あったかふれあいセンター

- 特に、過疎高齢化が進む中山間地域においては、「あったかふれあいセンター」が重要な役割を担っている
- あったかふれあいセンターが、地域や様々な関係機関と連携することで、地域課題の早期発見・解決の仕組みづくりを進める
- あったかふれあい職員が、地域のコーディネーターの役割を担う

【市町村】 北川村・馬路村・大豊町・土佐町・大川村

見守りネットワークづくり + 災害時要援護者対策

- 自主防災組織が、見守りネットワークの重要な役割を担う
- 「見守り台帳」と「災害時要援護者台帳」との一体的な作成など、自主防災組織や民生委員等が連携して、支援が必要な方を見守る
- 災害時要援護者対策を通じて、日頃の見守り活動に対する地域住民の理解・協力をより一層促進する

【市町村】 室戸市・南国市・土佐市・いの町・佐川町・越知町・大月町・黒潮町

見守りネットワークづくり + 国補助金の活用

- 「生活困窮者自立支援モデル事業」を活用し、社協などに相談自立支援事業を委託することで、地域活動を支援する体制の強化を図る
- 「安心生活基盤構築事業」を活用し、孤立しない地域づくりを目指す
- あったかふれあいセンター等を活かして見守りネットワークを構築する

【市町村】 高知市・須崎市・中土佐町・四万十町・橋原町・土佐清水市・三原村

本山町における見守りネットワーク

地域福祉政策課

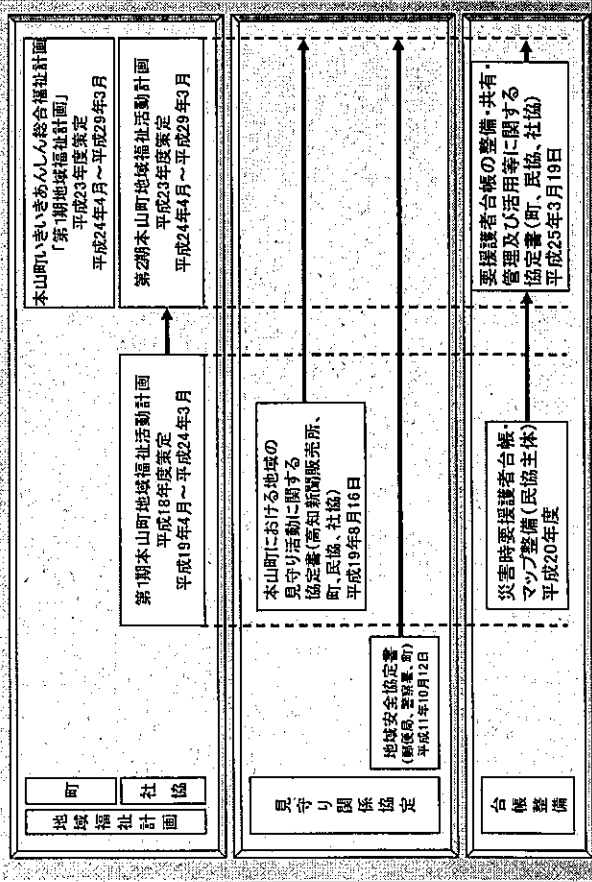
ネットワーク構築の背景

本山町地域福祉活動計画

- (社協・民協による計画)
- 平成18年度 1期目の本山町地域福祉計画[平成19年4月～平成24年3月]を策定
 - ・ 社協、民協、町民連携による住民参加の計画
 - ・ スローガン『もちよって ともに築こう やさしさのあふれるまち もとやま』
 - 平成23年度 2期目の本山町地域福祉計画[平成24年4月～平成29年3月]を策定
 - ・ “助け合い”、“支え合い”をキーワードに座談会を通じて策定
- (町による計画)
- 平成23年度 本山町いきいきあんしん総合福祉計画「第1期地域福祉計画」を策定

地域見守り活動

- 母の日・父の日及び年末に一人暮らし高齢者を訪問(毎年実施)。
- 原則80歳以上の高齢者を対象に、毎火・木曜日に配食サービスを実施。
- 地域ミニデイの実施(町からの受託事業。現在は、全24地区中12地区で実施。)
- いまいきふれあいセンターの実施(地域ミニデイ実施外の3地区及び保健センターにて補充的に実施。)
- 緊急通報装置貸与事業(対象となる希望者に貸与、緊急時に連絡員が訪問し安否確認する。)
- 各地区民生委員、協力員及び自主防災組織の活動



特徴

- (1)三者協定(町、社協、民協)**
 - ◆ 要援護者台帳と見守り台帳を一体的に整備し、情報の管理・共有を、行政と社会福祉協議会、民生委員協議会が連携して行う
 - ◆ 必要に応じて、区長・民生委員、自主防災組織に情報を提供し、一人ひとりの見守りを行い、地区で要援護者の状況を確認
- (2)町、病院(町立)、社協の体制の充実と連携**
 - ◆ 正職員や専門職の増員により、活動範囲が拡大し、専門的な手厚いサポートが可能となりつつあるので、意図的な連携を確認

課題

- ◆ 人間関係による個別の見守りは行われているが、人口減少・高齢化により、地域全体で見守るネットワークの構築が必要

社会福祉協議会が中心となり、本山町地域見守りネットワークの構築のイメージを作成し、行税や関係者で共有。官民一体となって取組を進める

取組

- ◆ **本山町地域見守りネットワーク会議の設置**
構成団体(案)
町、社協、民協、区長会、自主防災組織、老連、婦人会、身障連、食改、病院、警察、郵便局、消防団、ボランティア、高知新聞販売所、学校、福祉サービス事業所、農協、商工会、移動販売業者、牛乳等販売所 等を予定
- ◆ **6つの見守りグループ体制**
 - ・ 町内24地区を6つの小地域に編成
 - ・ 地域ごとの情報共有・支援体制の検討
- ◆ 官民一体による専門職が連携し、小地域での取組みに参加、支援する専門職のネットワークの構築に取組む
 - ・ H25年度は民生委員・区長・自主防災組織による検討会をスタート
- ◆ 民生委員・町・社協の情報を共有し、災害時要援護者台帳と平時の見守り台帳を一体的に作成し、平時から緊急時までの支援体制の構築を目指す。

本山町地域見守りネットワーク

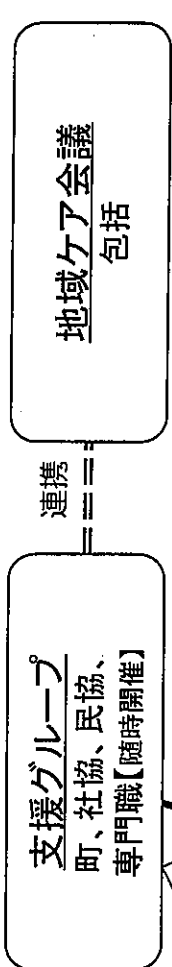
本山町

[見守りネットワークづくり(基本型)]

■親会議[町全体での情報交換・共有の場]

本山町地域見守りネットワーク会議
町・社協・民協…(関係機関・者代表)…
部会代表各1名【年2回開催予定】
※部会の取組等を議論するのではなく、報告する場

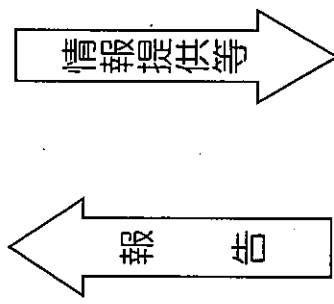
■専門機関・者の支援の場



部会準備

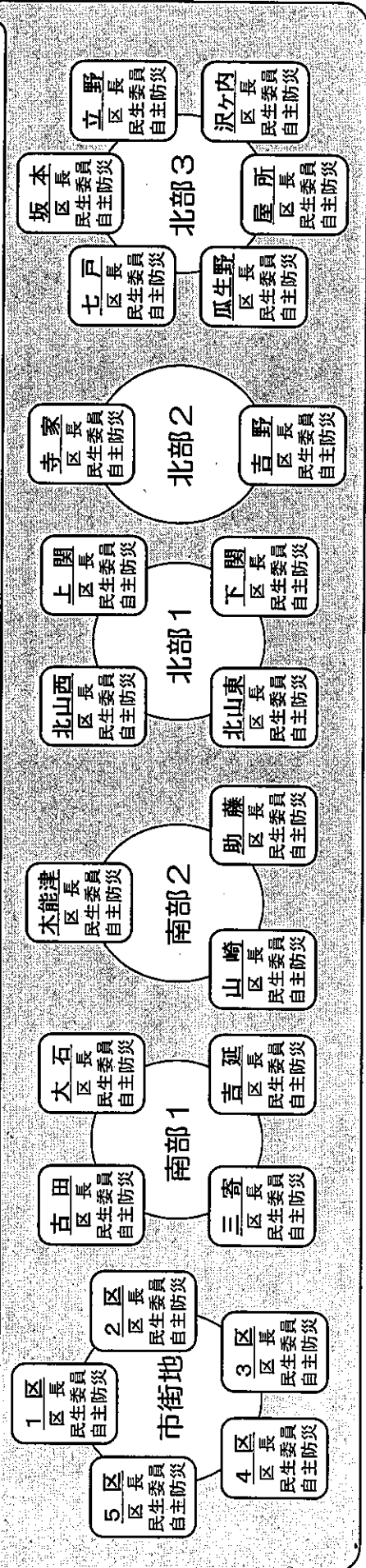
H25.7.31
第1回地域の見守りに関する検討会開催。
「本山町見守りネットワークの構築」の方向性につ
いて意識共有。

H25.8.29
第2回地域の見守りに関する検討会開催。
デモ部会を行い、各地域の見守り活動について情
報共有を図りながら、6地域ごと「見守りグループ」
として活動し、本山町地域全体でも取組の報告を行
い、情報の共有を図っていく事の基本的合意がなさ
れた。なお、市街地については区ごとの情報共有と
いう方向性も視野に入れて検討を行う予定。



■6地域の見守りグループ[地域ごとの情報交換・共有の場]

要援護者台帳記載情報共有機関 ⇒ 民生委員・児童委員、社協、行政。
必要に応じて区長、自主防災組織、消防団、警察署と情報共有することとしており、現在、区長及び自主防災組織にも情報の提供が出来るよう準備中。



ネットワーク構築の背景

地域福祉計画の策定

- ◆平成19年度に策定した第1期計画に基づき、5地区ごとに「小地域福祉アクションプラン」を策定し、地域福祉を推進
- ◆平成24年度第2期計画の策定を通じて、地区部会、社協、行政、各地区の活動拠点、関係団体のより一層の連携が図られた

地域生活・福祉の拠点づくり

- ◆尾川地区にあつたかふれあいセンターを設置
- ◆5地区ごとに、「あつたかふれあいセンター」または「集落活動センター」の設置を検討

小地域見守りネットワーク

- ◆5地区ごとの地域活動や集いの場、お元気コールサービス、見守り協定締結業者、その他福祉サービスによる見守りの実施
- ◆見守り声かけネットワークの開催（年1回）
社協、民生委員、包括、サロン、百歳体操のボランティア、JAにここご会 等
- ◆見守りに関する支援者会議「福祉懇談会」の開催（年1回）
社協、民生委員、福祉委員、包括支援センター 等
- ◆発見された課題解決のため、個別支援検討会議を開催（随時）

災害時要援護者対策

- ◆自主防災組織は、5地区のうち尾川・斗賀野地区で組織率100%、26年度未までに、全地域で組織率100%を目指す。
- ◆5地区ごとに「自主防連絡会」を立ち上げ、地区ごとに自主防災組織間の連携を強化（5地区で連絡会が発足すれば、町全体の連絡会を開催予定。）
- ◆災害時要援護者台帳の共有
行政、社協、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団、警察署・消防署

課題

- ◆自主防災組織と、民生委員を中心とした日頃の見守り活動との連携
- ◆地域活動の拠点（あつたかふれあいセンター）と地域との連携強化

- ◆国の「安心生活基盤構築事業」を活用し、社協を中心に自主防災組織の要援護者台帳・防災マップづくりを支援することで、災害時要援護者対策と、日頃の見守り活動の一体化を図る
- ◆地域福祉アクションプランの実践を着実に進めるため、5地区ごとの活動を、行政や関係者が連携して支援

取組

- ◆自主防災組織の活動を抜本強化（支援マップの作成）
⇒ 既存の見守りネットワーク（福祉懇談会・民生委員児童委員・あつたかふれあいセンターなど関係機関）が連携して支援
- ◆課題の解決力の強化
ケースごとに随時開催する「個別支援検討会議」の活動強化
ケアマネ・保健師・地域包括支援センター・あつたかふれあいセンター・社会福祉協議会・事業所・ボランティア 等
- ◆5地区ごとに拠点を整備
・「あつたかふれあいセンター」または「集落活動センター」を地域の拠点施設として位置づけ、未設置地区への設置を検討していく
・あつたかふれあいセンターを地域の拠点として、関係者との連携をより一層強化
- ◆権利擁護センター（仮称）を設置
判断能力の低下に伴い、権利擁護を必要とする人を対象とした権利擁護センター（仮称）の設置を検討
- ◆生活困窮者自立相談支援実施
中央西福祉保健所から、町社協に「相談自立支援事業」を委託し、地域福祉センター（仮称）を設置することで、生活困窮者相談窓口を設置し、総合相談機能を強化

佐川町

[基本型+災害時要援者対策]

その他の専門機関
 医療保健福祉サービス事業所
 警察、消防等
 中央西福祉保健所
 ハローワーク
 等

佐川町役場
 地域包括支援センター
 健康福祉課
 総務課
 等

佐川町社会福祉協議会
 管理者/権利擁護センター相談員
 +2
 スタッフ
 窓口
 +1
 生活困窮者相談員

安心生活基盤構築事業を活用し、2名増員
 → 自主防への支援マップ作製の働きかけ、地域の生活課題の把握等の地域支援の強化および権利擁護センターの設置

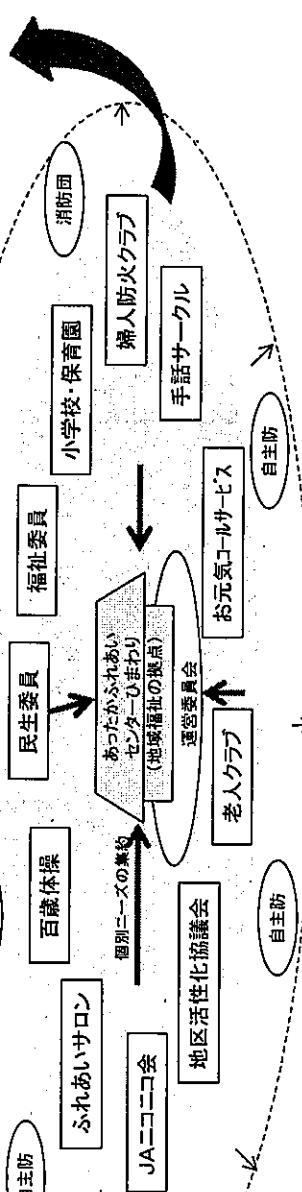
生活困窮者自立促進支援モデル事業を活用し、1名増員
 → 生活困窮者相談窓口設置、総合相談機能強化

二一ス把握
 二一ス把握

自主防連絡会へ整備の働きかけ
 見守りの基盤ツール
 災害時要援者台帳
 支援マップ

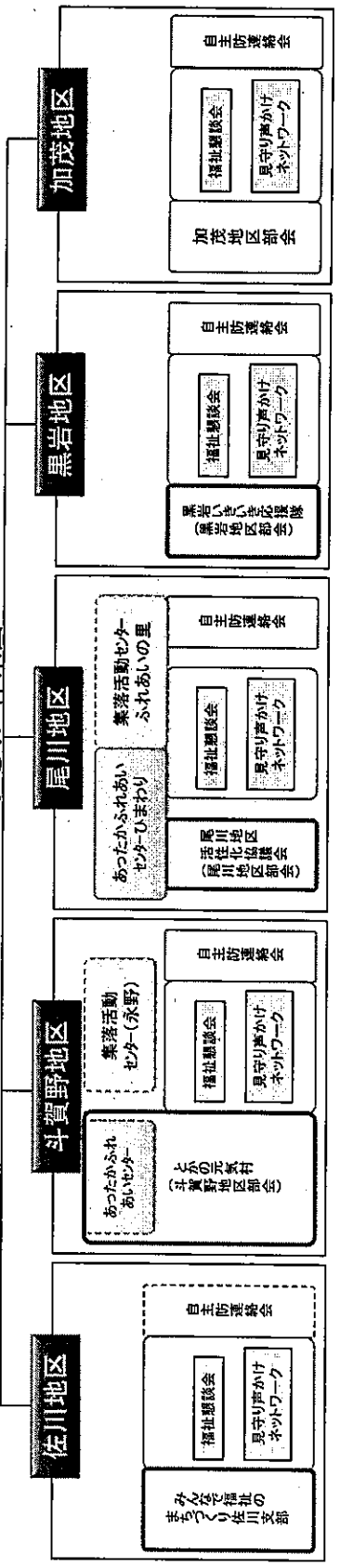
福祉懇談会
 社協、民生委員、福祉委員、包括
 見守り声かけネットワーク
 社協、民生委員、福祉委員、包括、あつたか、包括、百歳体操、ふれあいサロン、JAニコニコ会

小地域ケア会議



小地域 (日頃の見守り) (例) 尾川地区

小地域 体系図



ネットワーク構築の背景

小地域見守りネットワーク

- ◆ 北川村独自の取組として、平成13年度から「福祉協力員（みまわりさん）」（村内全域で56人）による見守り活動を実施
- ◆ 1.0地区のうち、平成24年度に加茂地区で「住民福祉懇談会」を実施して地域活動の活性化を図るとともに、「小地域ネットワーク会議」を設置し、地域見守り活動を強化
- ◆ 課題解決に向けて、行政・社協・包括支援センター等が「ネットワーク会議」を開催（月1回）
- ◆ 民生委員が70歳以上の独居高齢者の見守り台帳を作成し、訪問して更新及び新規登録 → 月1回の民生委員協議会定例会に、行政等も参加し、課題の共有

あったかふれあいセンターの活用

- ◆ サテライトを含め10地区12箇所を実施
- ◆ 過疎高齢化が進む地域の中で、サテライトの「集い」が定着し、住民同士の交流の場になるなど、大きな役割を担っている
- ◆ 訪問活動を充実したことで、課題やニーズの把握が進んだ

災害時要援護者対策

- ◆ 災害時要援護者台帳の作成
75歳以上独居又は二人暮らし高齢者、身体・知的・精神障害者、手帳保持者、要介護3以上の認定を受けている方、難病患者等
- ◆ 行政職員や民生委員が対象者を訪問し、同意を得ている
- ◆ 災害時要援護者台帳の共有
行政・社協・民生委員・消防・警察が共有
- ◆ 個人計画の作成は、現段階では進んでいない

課題

- ◆ 高齢化が進む中、地域ボランティアの世代交代が進まない
若年層の地域活動への巻き込みが必要

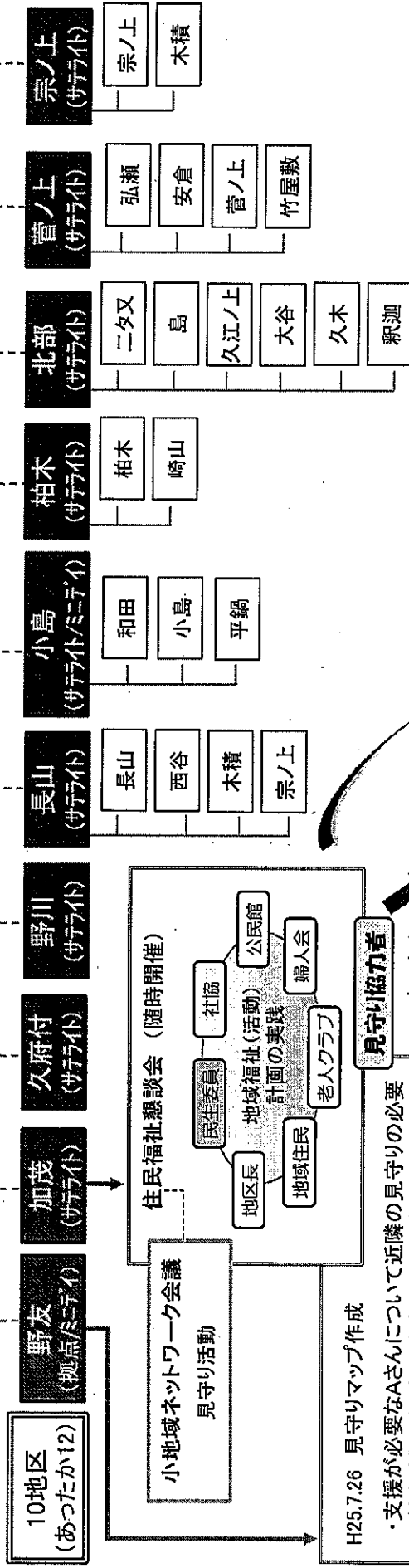
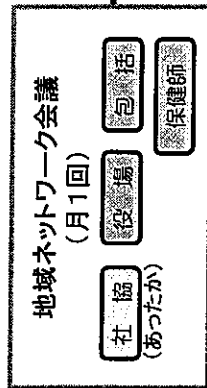
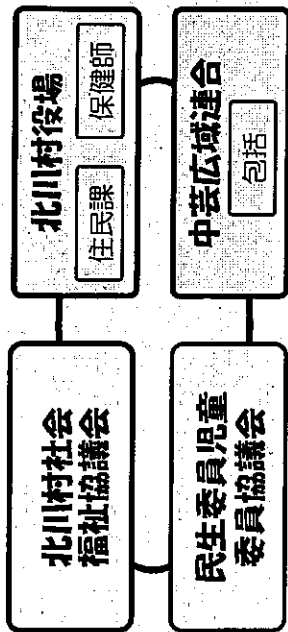
「住民福祉懇談会」を通じて、地域福祉アクションプランの実践を進めるなかで、若年層の地域活動への参加を促すとともに、「小地域ネットワーク会議」による見守り体制の強化を図る

取組

- ◆ 「小地域ネットワーク会議」の取組を拡大
加茂地区でスタートした「見守りネットワーク」構築を、他の地区にも徐々に拡大していく
- ◆ 要援護者の把握
あったかふれあいセンター（社協）を中心に、民生委員、福祉協力員（みまわりさん）が連携して要援護者を個別訪問し、実態を把握
- ◆ あったかふれあいセンターを中心とした「集い」
北川村全域12ヶ所であったかふれあいセンターを展開し、外出する機会も減ってきた高齢者等の集いの場を確保することで、健康維持につなげるとともに、地域の課題に関する情報収集・意見交換を行う
- ◆ あったかふれあいセンター（社協）を中心に「課題解決」
地域包括支援センターや行政、ケアマネジャーとともに、あったかふれあいセンター（社協）が、課題解決の大きな役割を担う
- ◆ 人材育成
住民の方々に、地域活動に対して積極的に参加していただくため、福祉協力員（みまわりさん）や、地域リーダー研修会を開催

北川村

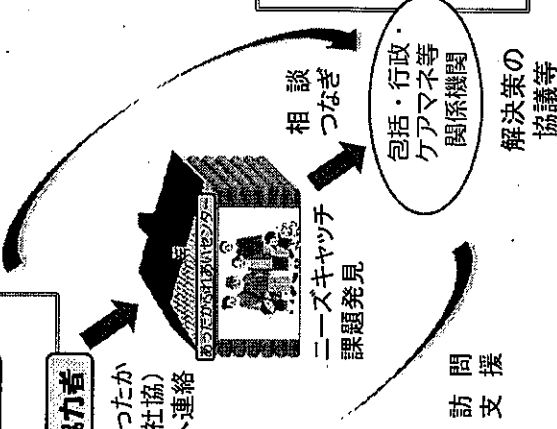
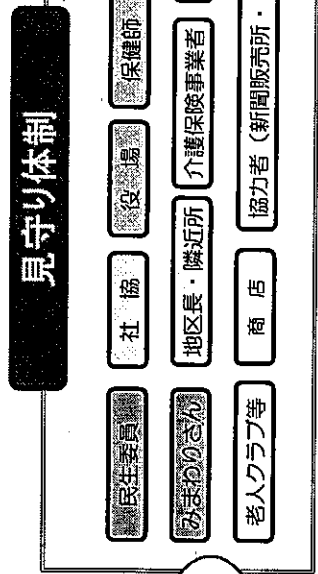
【基本型+あったかふれあいセンター】



H25.7.26 見守りマップ作成

- 支援が必要なAさんについて近隣の見守りの必要性を確認しながら、住宅地図に記載
- 民生委員が住民に周知していく
- 認知症の独居高齢者が多いこと等が確認できた
- 参加者が、自分たちの課題として意識できた

見守る人Aさん
見守られる人Bさん
見守る人Cさん



安心生活基盤構築事業の活用

- 社協職員を1名増員し、訪問強化
- 月1回ケース会を開催し、支援困難事例を検討
- 小地域ネットワーク会議の開催(加茂)
- お互いに認め合える学習の場づくり(研修会)等

ネットワーク構築の背景

第2期地域福祉計画の策定

- ◆ H24年3月地域福祉計画を策定
- ◆ 計画の策定時には、様々な手段でニーズの把握を行った
 - ・高齢者への訪問
 - ・座談会の開催
 - ・アンケート調査の実施

小地域見守りネットワークの構築

- ◆ 14の小地域を設定。地域ごとに座談会を開催。
- ◆ 見守り台帳（地域支え合い体制づくり台帳）をH24年度に作成。65歳以上の高齢者・障害者を把握し、社協、民生委員で共有。
- ◆ 高齢者見守り連絡会の実施
地域包括支援センター・あつたかふれあいセンター・住民課が参加。65歳以上の高齢者をリストアップし、情報の共有、役割分担を行い、一人ひとりの対応を協議。

地域生活・福祉の拠点づくり

- ◆ あつたかふれあいセンターを設置
- ◆ 集いの開催にあわせて、布団干し・ゴミ出し等軽微な生活支援や買い物支援、配食を実施
- ◆ 14の小地域ごとにあつたかふれあいセンターサテライトを開催
 - 小地域ごとに住民とのつながり作り、住民ニーズの把握ができる体制が整っている

見守り支援員

地域住民を有償のボランティアとして登録、見守りの必要な対象者を週2回程度訪問。

課題

- ◆ 提供できるサービスが少ない
- ◆ 過疎化・高齢化に伴い、地域内で課題を解決することが困難になってきている

◆ 国の助成事業（安心生活基盤構築事業）を活用し、社協・あつたかに地域福祉コーナーディスプレイを配置

今後の取組

- ◆ 見守り台帳を活用して、全地域で個別訪問を実施
地域の課題やニーズを把握
- ◆ 住民座談会を開催
住民座談会で小地域ごとの支え合いマップを作成し、地域内での住民どうしの見守りに活用する
・H25年度実施予定 4地域
- ◆ あつたかふれあいセンターの機能強化
実態把握したニーズをもとに、配食・買い物・簡易な生活支援等を行う
- ◆ 地域福祉活動推進委員の配置
小地域ごとに地域福祉活動推進員を配置し、地区ごと（地域福祉計画に沿った取組みを協議・推進する）

課題の
発見力
の強化

課題の
解決力
の強化

こうちまえ合いチャレンジプロジェクト 取組状況

市町村	小地域数	集落数 【集落調査】	あつたか設置数		【課題を早期に発見するしくみづくり】	【課題へ対応するしくみづくり】	国補助金の活用	
			拠点	サテライト			生活困難者自立支援モデル	安心生活基礎構築
高知市	27	255	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員、社協、民間事業者、近所などの見守りをネットワーク化 見守り対象者(要支援者)を地域全体で見守ること、課題を早期発見 高知市地域福祉活動推進計画の実践(コーディネーター4名配置) 地区社協ごとに地域支え合い会議の立ち上げを進める 「おたがい、さまたげ」の意識づくり、地域活動への住民参加を促進 5地区ごとのネットワークの確立をめざす(社協職員がコーディネーター) 基礎となる地区(常会)で、「防災と福祉に関する話し合い」を進めていく 常会長、民生委員、自主防全長、班長等(社協、行政も参加) 10地区社協ごとに、地域福祉アクションプランの実践 (穴内地区)見守り、助け合いの体制づくり、高齢者や障害者の情報共有 自主防災会が住民名簿の作成、防災リーダーの委嘱 地域のつながりが比較的しっかりしており、隣近所での見守りがある 15地区ごとの地区座談会を継続(計画づくりがきつかけ) 「ふくしマップ」づくりに取り組み、地域の状況を住民同士が再検証 	<ul style="list-style-type: none"> 発見された課題が解決につながるが重要 専門機関の連携を図り、地域とともに課題の解決に取り組む 地域ケアネットワークの構築(専門機関による連携強化) 地域福祉を推進する体制基礎づくり 市社協の役割強化、市の役割の見直し、市と市社協の連携強化 保健福祉関係者とのネットワークづくり(地域包括ケアシステム) 「地域包括ケア会議(年4回)⇒ケア会議推進委員会(年4回)⇒因襲事例検討会(随時)」の構築に向けて、医療・介護・福祉の関係者で協議 社協を中心に地域福祉アクションプランのPDCAを確認(ワークシート)推進委員会(全体会)で、10地区の進捗状況を確認し、課題に対する対応・今後の方向性を検討 「あつたかふれあいセンター」が、相談・関係機関へのつなぎの役割を担う 地域福祉アクションプランの実践に向けた地区座談会を開催、課題の共有 	○	
安芸市	10	107	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 町内10地区ごとの見守りネットワークづくりを進める 今年度は、「福ノ口」をモデル地区とし、検討会を開催していく 地区長、自主防、老人クラブ、民生委員、住民(行政、社協、包括) あつたかふれあいセンターの活動を中心に、地域の支え合いを支援 中山地区に集落活動センター開設(H25.4～) 安全・安心部会で「地域を支えるしくみづくり」を検討 「福祉協力員(まみわりさん)」による北川独自の見守り活動を実施 10地区のうち加茂地区で「小地域ネットワーク会議」を設置 見守り活動、あいさつ運動、標語募集・看板づくり 等を実施 6地区ごとに、「あつたか」の集いを中心に、課題やニーズの発見 住民組織「地域見守り応援隊」の結成に向けた取組を推進 5地区ごとに「地区懇談会」を開催(年1回) 声かけ運動、緊急通報装置、配食、買物支援等を通じた見守り活動 「防災マップ」と「ふくしマップ」の調整など、見守り体制の見直し 地域福祉アクションプランをきつかけに、18地区ごとの座談会を継続 あつたかふれあいセンターや災害時要援護者対策と一体的な取組 前浜地区で、災害時と日頃の見守り体制づくりを進める まちづくり協議会(19地区)ごとにしくみづくりを進める 災害時要援護者台帳(約400名)を地域と共有しており、平時と災害時の一体的な見守り体制の構築を進める 行政、包括、社協が地域住民と連携し、潜在化する地域課題に対応 権利擁護の問題など、先駆的な取組を実施 あつたかふれあいセンターを通じて、訪問・相談事業を展開 6地区ごとに「見守り部会」を開催(区長、民生委員、自主防災) 要援護者台帳と見守り台帳を一体的に作成 行政、民協、社協が台帳の更新、共有、更新に関する協定を締結 高齢高齢化が進み集落も点在しているため、共助力が弱まっている あつたかふれあいセンターや社協が中心となり、地域活動を支援 事業者を含め、それぞれの団体が見守り活動を実施 社協(あつたかふれあいセンター)活動を中心に、地域課題を把握 10地区ごとに、住民を中心とした地域の見守り活動を実施 社協がネットワーク名簿を作成し、関係機関と共有 テレビ電話を活用した見守りシステムの構築 あつたかふれあいセンターが12地区で集い」を実施 気になる方(情報が入らない等)に対して、社協が訪問・確認 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉(活動)計画」を策定中(平成25年度策定予定) あつたか職員(看護師等)や社協職員による訪問・相談で解決につなげる 専門機関によるネットワーク会議を開催し、地域課題を検討(月1回) 「あつたか」の会(月1回)を開催し、情報共有 社協、JA、行政、福祉保健所、あつたか職員 専門機関による地域ネットワーク会議の開催(月1回) 民生委員定例会(月1回)へ必要に応じて包括等も参加 個別の課題に対して、社協・包括・行政等がケア会議を開催 「地域支え合いネットワーク会(医療、保健、福祉)」の開催(月1回) 「あつたか」の会(行政、包括、福祉保健所、あつたか)を開催(月1回) 「あつたか」運営協議会(各地区の代表者を含む)」を開催(年3回) 5地区ごとに「福祉懇談会」の開催(年3回) 民生委員、社協、包括、行政、郵便局、事業所、民生委員、老人クラブ等(見守りネットワーク活動の報告、情報交換 等) 専門機関によるケア会議を開催(月1回) あつたかふれあいセンターネットワーク推進会議の開催 災害時要援護者対策を通じて関係機関の連携 行政、消防団、自主防災組織、民生委員、地域住民 等 社協事業や個別訪問等を通じて、地域の課題に対応 地域包括ケア会議の開催(月1回) 行政、包括 あつたかふれあいセンターケア会議(随時) 社協、包括、行政、あつたか職員 専門機関によるケア会議の開催(月1回) 専門機関の連携のため「支援部会」の設置(年2回開催) 要援護者台帳を関係機関で共有し、消防団や警察等との連携強化 専門職によるケア検討会の開催(月1回) 地域ケア会議の開催(月1回) 課題に対して、関係者が集まって支援会議の開催(随時) 専門職の支援ネットワーク(あつたかネット)を構築 個別の課題解決のため「要援護者ケア会議」の開催(3か月に1回) 社協が中心となり、地域と一体となって課題の解決に取り組む ケア会議(月1回) 社協、保健師、診療所、居宅ケアマネ(早明浦病院) 常に地域の情報が入る関係づくりが構築されている 社協、行政、教委、診療所、学校、部落町 		
安芸(9)	13	16	1	1				
安芸(9)	10	27	1	1				○
安芸(9)	13	27	2	2				
安芸(9)	10	29	1	1				○
安芸(9)	6	7	1	1				○
安芸(9)	5	30	1	1				
安芸(9)	18	151	1	1				
安芸(9)	19	124	1	1				
安芸(9)	3	137	1	1				
安芸(9)	6	21	1	1				
安芸(9)	12	83	1	1				
安芸(9)	10	46	1	1				○
安芸(9)	12	17	1	1				

福祉避難所における災害時要援護者への対応(過不足の見込み)

保健医療圏 (福祉保健所)	要介護3, 4, 5の 在宅者の推計 (A)	障害者手帳交付者の 在宅者の推計 (身体・療育・精神) (B)	在宅の災害時 要援護者の人数 (C=A+B)	福祉避難所の 収容可能人数 (D)	過不足人数 (D-C)	充足率 (D/C)
安芸保健医療圏(〃)	835	1,949	2,784	240	▲ 2,544	8.6%
中央保健医療圏	5,953	13,579	19,532	3,842	▲ 15,690	19.7%
中央東福祉保健所	1,407	3,125	4,532	1,307	▲ 3,225	28.8%
高知市保健所	3,386	7,834	11,220	2,186	▲ 9,034	19.5%
中央西福祉保健所	1,160	2,620	3,780	349	▲ 3,431	9.2%
高幡保健医療圏 (須崎福祉保健所)	872	1,795	2,667	446	▲ 2,221	16.7%
幡多保健医療圏(〃)	1,042	2,377	3,419	434	▲ 2,985	12.7%
計	8,702	19,700	28,402	4,962	▲ 23,440	17.5%

※(A)及び(B)はH25.3月末の推計による。

※(C)はH25.6月末の指定の状況による。

ガイドライン策定の体制・体系図

〇8/28 5市町 担当課長との意見交換
 〇8/5~6 宮城県視察（高知市、須崎市、中土佐町）
 〇個別に訪問し、意見交換

高知市	香南市	須崎市
中土佐町	黒潮町	

高知県津波避難計画策定指針
 ～津波からの避難方法の選択に係るガイドライン～
 平成25年9月
 (予定) (南海地震対策課)

高知県避難所運営の手引きの改訂
 (南海地震対策課)

高知県災害時要援護者避難支援ガイドライン
 (地域福祉政策課)

《目的》
 高知県固有の事情を踏まえ、自助、共助、公助など、取組の主体のイメージを明確化するとともに、平時における避難訓練等を通しての個別計画の改善（PDC A）など、ガイドラインが目指す対策のイメージを市町村と共有し、地域防災活動の活性化を目的とする

【構成】

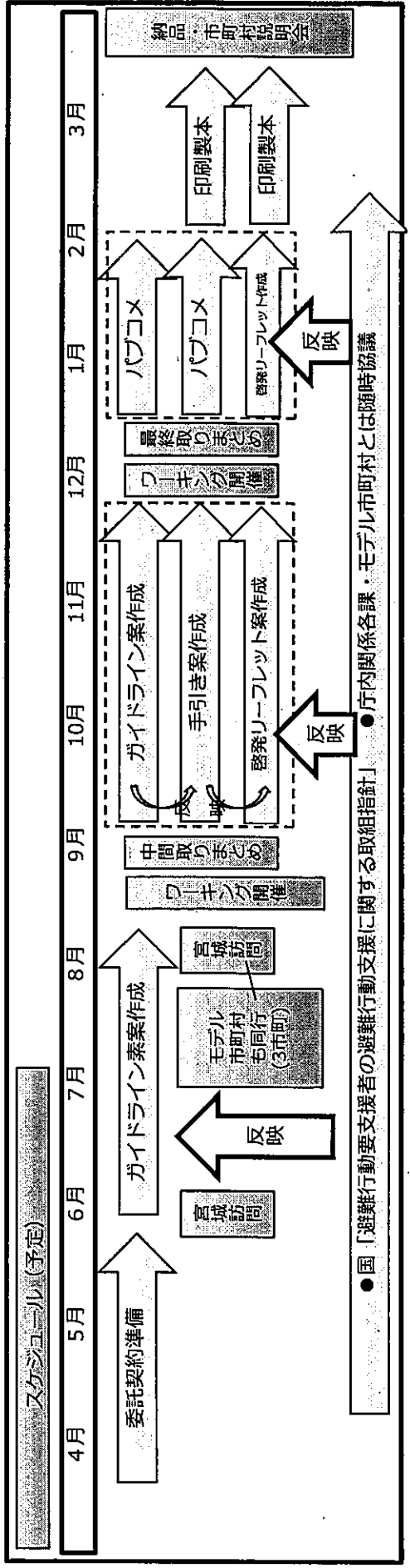
- 1 基本的な考え方
- 2 災害時要援護者の避難支援のための準備
 地域防災計画、全体計画の策定、避難行動要援護者名簿、個別計画の策定
- 3 災害時における要援護者避難支援対策
 防災時の対応、避難生活支援
- 4 地域の共助力を高めるために
 日頃の見守り活動、避難訓練、避難所運営訓練などによるPDCAを通じ、日頃から互いの顔が見える関係を構築

被災地視察
 宮城県庁、宮城県東部保健福祉事務所、仙台市、石巻市、東北福祉大学、コミュニケーションライブラリサポートセンター等

南海地震対策健康福祉防災検討会議
 健康長寿政策課、医療政策医師確保課、医事業務課、健康対策課、食品・衛生課、地域福祉政策課、高齢者福祉課、障害保健福祉課、南海地震対策課

国：災害対策基本法の改正 (平成26年4月1日施行)
 ① 避難行動要援護者名簿の作成が義務化 ② あらかじめ避難支援関係者への提供(同意を得た者) ③ 災害時、避難支援等の実施に必要な限度で、情報提供(同意は必要なし)

国：避難行動要援護者に関する取組指針(平成25年8月) 平成18年3月「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の改定
 ① 地域防災計画、全体計画の策定 ② 避難行動要援護者名簿の作成等 ③ 防災時等における避難行動支援に係る共同力の向上



1 法改正・国のガイドラインの見直しを反映

- ①地域防災計画の下位計画として「全体計画」を策定：避難行動要支援者に係る重要事項を「地域防災計画」に定め、細目的な部分を「全体計画」で策定
- ②避難行動要支援者名簿の作成：真に避難行動支援が必要対象者を絞り込み、更新と情報の共有を行うとともに、事前の名簿情報を支援関係者に提供
- ③個別計画の策定：名簿情報に基づき、市町村や支援者が中心となって、避難行動要支援者と協議したうえで、具体的な避難方法等「個別計画」を策定

2 新想定を受けての視点

- ①個別計画と地域津波避難計画の整合性：津波浸水域では「津波からの避難方法の選択に係るガイドライン」に示された手順と併せて実施することを明記
- ②津波浸水域での高知県版「個人計画モデルプラン」を提示：津波浸水域では、南海地震とそれ以外の災害で区別する県独自の「個人計画」の様式を提示する
- ③訓練の定着：個別計画に基づいた避難訓練などP.D.C.Aサイクルを定着させることや、地域でつくったルールを地域全体で合意することの重要性を示す

3 市町村からの要請・意見の反映

- ①地域で定めた避難ルールによる迅速な避難行動：定めた避難行動支援者が到達できないこともあり得るため、その状況下で可能な範囲での行動を促す
- ②日頃の見守りと一体的な取組：民生委員等の個別訪問等で、避難行動要支援者から日頃の見守りにも活用することも併せて同意を得ることを促す
- ③津波浸水域に居住しない選択肢もあり得ることを示す：津波浸水域外への移転は、津波による被害を事前に回避する選択肢の一つであることを示す

東日本大震災の反省として、「マニュアル」「ガイドライン」が機能しなかったことが挙げられるため、今回の見直しは以下の視点で取り組む

- ①優先順位：重点的にやるべきこと、すぐにせねばならないことに重きを置いた内容とする
- ②主体の明確化：誰がやるのか、自助、共助、公助を含めて、5W1Hを明確にしていく
- ③対策のゴール：ガイドラインに基づき市町村がマニュアルを作成し、実際の地域活動（訓練等）につなげ、P.D.C.Aサイクルに入ることを目指す

①避難支援ガイドライン

【主たる対象】市町村職員

仕様…100ページ以上を予定
(参考資料を含む)
印刷…印刷製本せずホームページに掲載

- 県では平成19年「災害時要支援者支援の手引き」を作成し地域活動の啓発に努めてきたが、市町村向けのガイドラインは十分でない
- 東日本大震災では公助による避難支援が機能しなかったなど、改めて地域の共助方の重要性が高まっている
- 南海トラフ地震の想定、また災害対策基本法の改正など、取り巻く環境の変化に対応した市町村向けのガイドラインを取りまとめる
- 自助、共助、公助による一連の取組の指針を市町村に対して示すことで、避難支援に向けた取組を各地域で定着させることを目的とする

②避難支援の手引き

【主たる対象】自主防災組織、民生委員等の避難支援に係る関係者（地域リーダー）

仕様…A4カラー 60ページ
印刷…10,000部（ホームページ掲載）

- 各地域では、避難支援等の関係者が中心となり、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」等を活用して、一人ひとりの個別計画を策定していくことが重要
- 「ガイドライン」が十分に機能しなかった東日本大震災の教訓を活かし、自主防災組織や民生委員など、地域防災のリーダーとなる方々に、災害時要支援者支援の取組を、分かりやすく、かつ実践的に整理した手引きを作成して提示
- 防災訓練などを通して個別計画の改善などP.D.C.Aサイクルを実施し、共助力を高める取組を定着させていくことを目的とする

③啓発用リーフレット

【主たる対象】災害時要支援者を含む一般市民

仕様…A3カラー両面印刷二つ折り
印刷…150,000部（ホームページ掲載）

- 避難支援は「避難しようとする人」への支援であるという基本を踏まえ、災害時要支援者自身が、日頃から自宅の耐震化を行う事や、地域の防災行事等への参加など、地域との関係づくりを行うことが重要
- 特に、避難行動要支援者名簿は、本人の同意がないと地域で共有されないため、要支援者一人ひとりの理解と協力が不可欠
- 啓発用リーフレットを配布することで、県民一人ひとりが、日頃から災害時要支援者を正しく知り、どのような支援をすべきか、また、日頃の見守りや支え合いの大切さを共有する

高知県災害時要援護者避難支援ガイドラインのバージョンアップのポイント

8/28 5市町とのワーキングを開催 ⇒ 以下の項目に対して意見交換

- 1 全体計画 2 避難行動要援護者名簿 3 個別計画の策定 4 発災時の対応 5 避難生活の支援 (避難所運営の手引きに反映)
- 6 福祉避難所の整備促進 7 発災後の個人情報情報の活用について

POINT④ 全体計画 素案 P.19～

H24年度未だに全市町村で策定済みであり、改訂の視点を盛り込む

● 地域防災計画の下位計画として全体計画を定めることを明記(P.7)

● 定めるべき事項について例示

国のモデル事例に加え、高知県としては、自助、共助、公助の役割分担を明確に定めることを推奨

● 対象者の基準の再検討を協調

災害対策基本法の改正により「避難行動要援護者名簿」の作成の義務化により、対象者の基準の再検討が必要であることを強調する(事例を提示(様式1))

● 避難支援者の生命・安全の確保

東日本大震災において犠牲となつた避難支援者(消防団・民生委員等)の事例を示し、避難支援者の安全確保も重要な観点であることを指摘する

● 要援護者の策定作業への参画

策定にあたっては、地域住民等の日常から避難行動支援者と関わる者や、高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促すことを推奨する。

POINT② 避難行動要援護者名簿 素案 P.23～

既存の「災害時要援護者台帳」の整備状況に合わせて活用できる、標準的な名簿作成手順を示す

● 要配慮者情報の収集

法改正により、個人情報目的の取扱いが容易になったことから、要配慮情報や障害者手帳情報等の活用が促進されるよう促す

● 要配慮者情報のスクリーニング～避難行動要援護者名簿の作成～

民生委員等の協力を得て、真に避難行動支援が必要な対象者の絞り込みを行う

● 平時の外部提供の本人同意取得

民生委員等の個別訪問により、平時から地域の支援者に提供することの同意を得る。なお、その際に、提供の相手方や日頃からの見守りに活用することについても、併せて同意を得ておくことを促す(高知県版の様式を示す(様式2))

● 平時の外部提供・効果的な活用

同意に基づき、平時から地域の支援者等に提供し、個別計画の策定につなげる手順を示す。なお、市町村によっては「避難行動要援護者名簿」と「個別計画」を兼用している事例が見られるが、両者は活用目的や主体、記載する情報や更新方法が異なるべきものであるため、明確に区別することが必要であることを解説

POINT③ 個別計画 素案 P.30～

● 個別計画の策定

個別計画は、更新・活用を考えると基本的には行政でなく、要援護者や家族も参加したうえで「地域」で策定することが望ましいことを示す

● 市町村の役割

市町村は、地域活動が活性化するためのコーディネートやサポートを行う役割であることを示す。地域での個別計画の策定状況や、計画の内容を市町村が把握していくことが重要

● 南海トラフ巨大地震の浸水域

津波浸水域における個別計画の策定は、地域津波避難計画の策定と密接に関係することから、「津波からの避難方法の選択に係るガイドライン」に示された策定手順を併せて実施することを明記(様式3)

● 避難支援者の役割を明確化

避難行動支援者、避難準備支援者、避難生活支援者などに区別し、役割を区分

● 浸水域での個別計画の策定

浸水域の個別計画は、国のモデルプランに関わらず、南海地震とそれ以外の災害で区別する「高知県版モデルプラン」(様式4)を提示する。

● 訓練の定着

個別計画に基づいた避難訓練など、PDCAサイクルを定着させること。また、地域でつくったルールを地域で合意することの重要性を示す。

● 市町村と地域との連携

市町村は、個別計画に基づいた避難訓練の結果として必要と認められるツール等のニーズをくみ上げるとともに、そのニーズに対しては、県と連携して積極的に支援することを示すと同時に、場合によっては浸水域に居住しない選択肢もあり得ることについて示す。

高知県災害時要援護者避難支援ガイドラインのバージョンアップのポイント

POINT④ 発災時の対応 素案 P.42～

- 南海トラフ巨大地震
予め定めた避難行動支援者が到達できな
きないことあり得るため、到着を待たず
に、地域で定めた避難ルールに従い、近
所同士が声掛け、避難を行うなど、その
状況下で可能な範囲で避難行動を行うこと
を促す
- 避難行動支援者による支援
自らと家族の生命を守るが大前提である
ことを明記する
- 南海トラフ巨大地震と台風等の一般災害
の避難の考え方を整理
避難プロ図を示す(様式5)
- 防災対策は自助が基本
防災対策は自助が基本であり、避難支援は
避難しようとする人を支援するものである
ことを明記
→ 要援護者本人の取組が重要
避難行動要援護者名簿への積極的な登録や、
自宅の耐震化等、要援護者自身が、平
時から必要な行動をとるよう促す

POINT⑤ 避難生活支援 素案 P.47～

※具体的には、「避難所運営の手引き」に記載して
いく

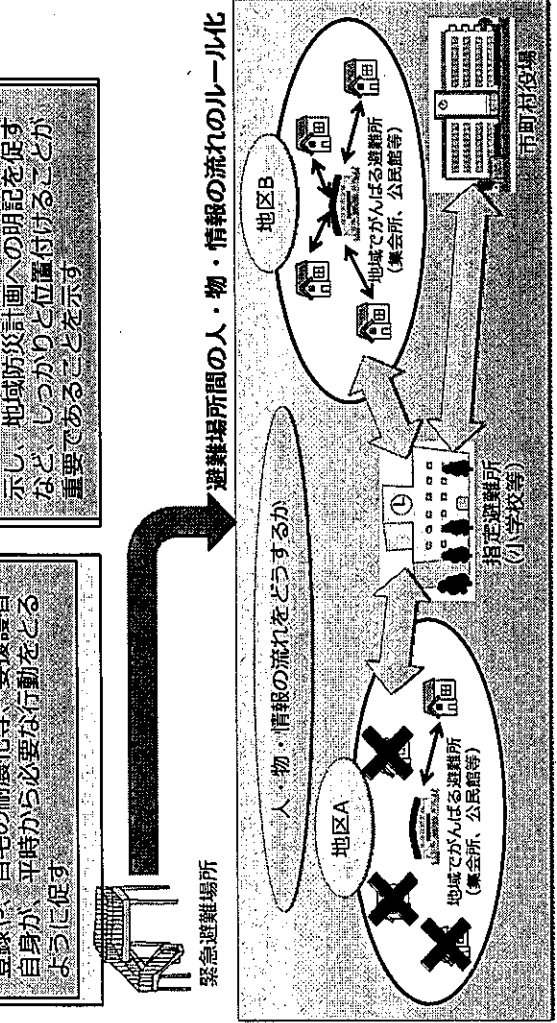
- 避難場所の概念の整理
緊急避難空間(自然地形の高台、津波避難タ
ワー、津波避難ビル等)
生活する避難場所(指定避難所、避難所指
定されていない地域集会所等、在宅、福
祉避難所、など)
- 避難場所による課題整理と避難場所間の
人・物・情報の流れのルール化
それぞれの避難場所における、人・物・信
息の流れのルールを、予め地域と調整して
おくことが肝要であることを示す
- 福祉的トリアージの重要性
医療や介護といった専門性が高い支援につ
なげる優先順位の高い避難者を、より適切
な施設に移送するための「福祉的トリアージ」
の重要性を示し、地域防災計画への明記を
促すなど、しっかりと位置付けることが重
要であることを示す

POINT⑥ 福祉避難所の整備促進 素案 P.55～

- 福祉避難所の指定促進
福祉避難所については、指定可能施設の
掘り起こしを含め、最低限度必要となる
物資と併せて、必要量の確保に向けて指
定促進の取組を最優先として行うことが
必要であることを示す
- 福祉避難所の運営ルール
東日本大震災では、先に避難した方が優先
され、真に福祉的支援が必要な方が対
応されなかつた事例もあるため、福祉
避難所の入所また退所基準を適切に設定
することの重要性を示す

POINT⑦ 発災時の個人情報情報の活用について 素案 P.11～

- 個人情報の活用基準
災害対策基本法の改正では、発災後は本人
同意なしで個人情報情報を外部提供でき
ることとされたが、情報の範囲や提供先、
また提供の目的などについて予め基準を
整理しておく、必要であれば予め個人情
報保護条例上の整理を行う事や、民間支
援団体等との協定を行うことも推奨す
る



各市町村の各地域において、

- ◆日頃の見守り活動
- ◆地域での催し
- ◆避難訓練
- ◆避難所運営訓練

などによりPDCAを通じ、日頃から互いの顔の見え
る関係を構築

ガイドラインの目指す姿

地域の共助力の向上に向けた取組の定着 (第4部)

公は地域の取組が定着するための後押しやサポートと避難施設の早急な確保を進める

